

平成30年

December

12月号

職場内でお知らせの回覧をお願いします

今月号の内容

- ①「医療費のお知らせ」について
- ② 申請書等にマイナンバーを記入すれば、(非)課税証明書の添付が省略できます
- ③ 加入者の方と協会けんぽとの間を結ぶ架け橋となつていただける健康保険委員を募集しています

協会けんぽからの お知らせ 香川支部

その1

「医療費のお知らせ」について

加入者の皆様に自らの健康管理への意識を高めていただくことを目的に、協会けんぽでは、健康保険で医療機関等を受診された記録「医療費のお知らせ」を定期的に作成しお送りしています。

〒102-0073
千代田区九段北4-2-1
市ヶ谷会館5F
〇〇株式会社

医療 太郎 様
(事業所連絡) (文通コード・漢字) (記号の英字化・番号)

★医療機関への受診の際は、必ず保険証をご提示ください。
★適用した場合や被扶養者でなくなった場合は、保険証を使用することができません。速やかに事業所に返却してください。
なお、任意継続被保険者の場合は、直接、協会けんぽに返却してください。

全国健康保険協会〇〇支部
〒102-0073
千代田区九段北4-2-1
市ヶ谷会館5F 10F
Tel. 03-5212-0000

医療費のお知らせ

保険証の記号番号 被保険者氏名
11111111-111 健康 太郎

診療を受けた方 診療 診療 日 医療機関名等 医療費の 協会けんぽ 国等からの 加入者の 整理番号
年月 区分 誌 等 額(円) の支払い額(円) の支払い額(円) の支払い額(円)

健康 太郎	様	29	1	けんぽ総合病院	3,560	2,492	1,068	2904 10000000002
合計					3,560	2,492	1,068	

※この医療費は、協会けんぽにおいて平成30年1月から平成30年11月までの間に受け付けた診療報酬明細書等(レセプト・医療費控除明細書) (主に平成29年11月から平成30年9月までに医療機関を受診された分)を記載しており、平成30年12月8日時点のデータをもとに作成しております。

※昭和19年4月1日以前に生まれた方(現役並み所得の方、75歳到達者を除く)については、自己負担額の軽減率判別期間による国等からの支払い額を、協会けんぽからの支払い額に含めて表示しています。

医療費控除に活用できるよ、H30.1～9月の加入者の医療費の支払い額
1,068

H30.1～9月の加入者の医療費の支払い額
1,068

※医療費控除にご活用ください。なお、H30.10～H30.12については、医療機関等からの領収書に基づき作成した医療費控除の明細書を申告書に添付して提出してください。

お知らせに記載する期間

平成29年11月～平成30年9月診療分

お届け時期

平成31年1月下旬～2月上旬

※昨年より1カ月早いお届けとなります。

お届け先

お勤めの事業所あて

事業所へのお願い

- 開封せず従業員本人にお渡しください。
- 期間中に医療機関等を受診されていない方は作成されません。
- すでに退職された従業員様がおられる場合は、お手数ですが、同封の返信用封筒にて協会けんぽへご返送ください。

なお、昨年から、確定申告の手続き(医療費控除)に「医療費のお知らせ」を利用できます。ただし、平成30年10月～12月診療分は、医療費控除の明細書(医療機関等からの領収書に基づき作成)を申告書に添付する必要があります。

ご注意ください!

確定申告(医療費控除)に関するお問い合わせ先は税務署です。

- Q. 年に医療費をいくら以上支払えば、申告できますか?
- Q. 医療費控除を受けるためにどのような手続きがいりますか?
- Q. どのような費用が医療費控除の対象となりますか?

など

詳細は国税庁のホームページをご確認ください。

その2

申請書等にマイナンバーを記入すれば、 (非)課税証明書の添付が省略できます



平成30年10月以降、マイナンバー制度による情報連携が本格運用となり、対象となる申請は拡大され、(非)課税証明書の添付が省略できる申請は以下のとおりとなっています。

(非)課税証明書の添付が省略可能な申請

- | | |
|------------------|---------------------|
| ① 高額療養費 | ④ 生活療養標準負担額の減額申請 |
| ② 高額介護合算療養費 | ⑤ 基準収入額適用申請 |
| ③ 食事療養標準負担額の減額申請 | ⑥ 限度額適用・標準負担額減額認定申請 |

申請書内のマイナンバー
記載欄に**被保険者本人の
マイナンバー**を記入



「本人確認書類貼付台紙マイナンバー
による課税情報等の確認申出書」に

1 番号確認 2 身元確認を
行うための書類を貼付



注) ①～④であっても、診療月(②は基準日)が平成29年7月以前の申請については、マイナンバーの情報連携が利用できないため、今後も引き続き被保険者の(非)課税証明書等の添付が必要となります。

その3

加入者の方と協会けんぽとの間を結ぶ 架け橋となっただけ**健康保険委員**を 募集しています



健康保険関係の事務手続きや健康づくりに関する情報、
無料の研修会のご案内などを掲載した**健康保険委員専用の
広報誌「架け橋」**等を送付いたします。

申込書は香川支部のホームページからダウンロードするか、
お電話で郵送をご依頼ください。



協会けんぽ香川支部キャラクター
「健康の架橋 せとちゃん」

 **全国健康保険協会 香川支部**
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/kagawa/>
〒760-8564 高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル7階
メルマガ登録大募集中!



申請書等のお手続きは郵送でお願いします

傷病手当金等の給付金、任意継続保険
業務グループ TEL:087-811-0572
医療費のお知らせ、交通事故等
レセプトグループ TEL:087-811-0573

健康診断、保健指導等
保健グループ TEL:087-811-0574
健康保険委員、健康経営
企画総務グループ TEL:087-811-0570